

答 申 第 1 3 7 号

令和4年12月6日

(諮問公第160号・第161号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

ア 諮問公第160号関係

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和4年3月28日付けで「鹿児島県庁本庁舎がある事業場（鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号にある事業場）に関し、労働安全衛生法の規定に基づいて、令和3年4月1日から令和3年6月30日までに当該事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和4年4月12日付け総セ第8号で、公文書不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年4月21日付けで審査請求がなされたものである。

イ 諮問公第161号関係

審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和4年3月28日付けで「鹿児島県庁本庁舎がある事業場（鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号にある事業場）に関し、労働安全衛生法の規定に基づいて、令和3年1月1日から令和3年3月31日までに当該事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和4年4月12日付け総セ第9号で、公文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

その後、本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年4月21日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分1及び2を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示すると
の裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされている。各対象期間の初日から末日までの間に満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、各対象期間において少なくとも1件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。また、2つの対象期間を通じて6月あるから、2つの対象期間を合計して少なくとも3件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。つまり、2件の行政処分では、対象文書の特定が不十分である。

イ コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、2つの対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとすることは到底考えられない事態である。

ウ 産業医の作業場等の巡視が定期的に行われていない場合には、早期に是正が図られるべきである。よって、2つの対象期間において、事業場で選任された産業医が作業場等の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難い。よって、必ず、事業場で選任された産業医による作業場等の巡視は行われているはずである。

エ 産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。

オ 鹿児島県文書規程第3条によると、鹿児島県において、基本的に公文書作成の措置義務があるとされている。ひとたび、鹿児島県が使用する地方公務員が鹿児島県知事等の任命権者を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、鹿児島県の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。2つの対象期間において、産業医による作業場等の巡視が行われていないから記録が作成されておらず保存されていないということは、「処理経過を明らかに」することが困難である。また、こうした訴訟の書証となりうる資料は、「処理に係る事案が軽微なもの」に該当する余地はない。よって、2つの対象期間において産業医による作業場等の巡視が実施されていたならば、公文書は必ず作成されているはずである。すなわち、県庁本庁舎において、事業場で選任された産業医による作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料が

あってしかるべきであるから、2件の行政処分では対象文書の特定が不十分である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書

ア 諮問公第160号関係

産業医による職場巡視結果表（令和3年4月1日～令和3年6月30日）

イ 諮問公第161号関係

産業医による職場巡視結果表（令和3年1月1日～令和3年3月31日）

(2) 不開示決定の理由

産業医による職場巡視は、通常7月及び1月の年2回実施しているが、令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間（諮問公第160号関係）及び令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間（諮問公第161号関係）は、実施していないため、職場巡視結果表は存在しない。

また、通常であれば、令和3年1月に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止したため、職場巡視結果表は存在しない。

なお、職場巡視に替え、産業医が職員の職場環境を把握する手段として、所属の課長補佐等が職場内を点検した職場点検チェックリストを毎月作成し、産業医に情報提供をすることで、職員の健康障害の防止、保持増進に努めているところだが、実際の職場巡視ができていないことは事実であるため、できるだけ早い時期から実施できるよう、外部産業医の活用を現在、検討しているところである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年5月24日	諮問公第160号及び第161号に係る諮問を受けた。
10月26日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取） 諮問公第160号及び第161号について、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、併合して審議を行うこととした。
11月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件処分1及び2に係る対象公文書は、上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、産業医による職場巡視を行っていないことから、本件対象公文書は存在しないため、不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分1及び2を取り消し、新たに公文書を開示することを求めていることから、不存在を理由とする不開示決定の妥当性について判断する。

イ 本件処分の妥当性について

(ア) 産業医について

産業医については、労働安全衛生法第13条第1項及び労働安全衛生法施行令第5条により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないとされている。

また、産業医の職務としては、労働安全衛生規則第15条により、労働者の健康管理や作業環境の維持管理等を行うこととし、少なくとも毎月1回、一定の条件を満たす場合（産業医が事業者から毎月1回以上衛生管理者が行う巡視の結果の提供を受けている場合等）は少なくとも2か月に1回、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

(イ) 請求内容に対応する公文書の存否について

実施機関が当審査会において説明したところによると、産業医が他の役職を兼務していることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行事の中止等といった理由から、本件処分1及び2に係る対象期間において、職場巡視は実施していないとのことだった。

職場巡視が実施されていなかったのであれば、産業医による職場巡視結果表も作成されないこととなり、本件対象公文書が存在しないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。